

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 社会福祉法人 愛光会 行動計画

両立支援制度を充実させ、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日 (5年間)

2. 目標と取組内容・実施期間

[次世代法]

目標1：計画期間内に、男性職員が育児休業を1名以上取得できるように推進する。

<取組内容・実施期間>

- 令和8年 4月～ 各事業所にて、育児休業等に関する規程等の説明を再度行う。
- 令和8年 4月～ 対象となる職員に対し、制度を活用した育児休業取得への積極的な働きかけの実施。

[次世代法]

目標2：令和8年度より、職員の一月あたりの平均時間外労働を10%削減する。

<取組内容・実施期間>

- 令和8年 4月～ 各事業所の時間外労働の現状を把握する。
- 令和8年 4月～ 各事業所にて、業務内容の改善を検討し、生産性向上に努める。

[女性活躍推進法]

目標3：管理職に占める女性割合を40%まで引き上げる。

<取組内容・実施期間>

- 令和8年 4月～ 各事業所にて、女性管理職と男性管理職の割合を周知する。
- 令和8年10月～ 職員人事考課規程に基づき、各事業所の職員配置を検証し、必要に応じて基準の見直しを行う。

[女性活躍推進法]

目標4：ハラスメントを防止し、職員が安心して長らく勤められる職場環境を作る。

<取組内容・実施期間>

- 令和8年 4月～ 各事業所にて、ハラスメント防止規程を再度、周知する。
- 令和8年 4月～ 各事業所にて、ハラスメントに関する研修を実施する。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

管理職に占める女性労働者の割合 . . . 35% (令和8年3月現在)